

恵那市手数料条例の一部改正について意見を募集します

概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）及び、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）が改正され、手数料の標準額の見直しが行われることとなったため、恵那市手数料条例の一部を改正する条例について意見を伺います。（別紙詳細）

募集期間

令和 5 年 12 月 15 日（金曜日）から令和 6 年 1 月 4 日（木曜日）まで

提出方法

様式は任意です。

1. 表題「恵那市手数料条例の一部改正について」
2. 住所
3. 氏名
4. 電話番号
5. 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、市ウェブサイト応募フォームで提出してください。

- ・直接持参 市民課（西庁舎 1 階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）市民課
- ・ファクス 0573-20-0124

【お問い合わせ】

市民課（西庁舎 1 階、TEL：0573-26-2111（内線 147））

恵那市手数料条例一部改正(案)の概要

改正条項	改正の状況	内容
別表第一	変更	手数料の名称:戸籍謄本及び抄本の本籍地以外の市町村長に対する交付(広域交付)に関する文言を追加
別表第一	変更	手数料の名称:戸籍に記載した事項に関する証明手数料 中、証明手数料を証明書の交付手数料と変更
別表第一	追加	手数料の名称・手数料の金額:戸籍法の改正により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料400円を追加
別表第一	変更	手数料の名称:除籍に関する手数料の名称中に除かれた戸籍(以下「除籍」という。)の文言を追加及び本籍地以外の市町村長に対する交付(広域交付)に関する文言を追加
別表第一	変更	手数料の名称:除籍に記載した事項に関する証明手数料 中、証明手数料を証明書の交付手数料と変更
別表第一	追加	手数料の名称・手数料の金額:戸籍法の改正により除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料700円を追加
別表第一	変更	手数料の名称:受理証明書に関する名称を 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他受理した書類に記載した事項に関する証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料 と変更
別表第一	変更	手数料の名称:上質紙を用いた受理証明書に関する名称を 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付手数料 と変更
別表第一	変更	手数料の名称:閲覧手数料に関する名称を 届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 と変更
別表第一	変更	法令記載順に並べ替え。